

登別市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2期)

【概要版】

1 行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機に備え、国・都道府県・市町村それぞれにおいて、平時の準備や感染症発生時の対策の選択肢を示すもの

2 これまでの経過

- ・平成24年 特措法制定、都道府県・市町村行動計画の策定が法的に義務づけられる
- ・平成27年 登別市新型インフルエンザ等対策行動計画(第1期)策定
- ・令和6年 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、政府行動計画改定
- ・令和7年 政府行動計画の改定を受け、道行動計画改定

3 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- ・市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

4 計画の概要

時期区分	準備期	初動期	対応期
対策項目	感染症発生情報を探知するまで	政府対策本部の設置後、基本的対処方針実行まで	基本的対処方針が実行されて以降
第1章 実施体制 【P21~24】	訓練実施、市行動計画の見直し、体制整備・連携の強化	市対策本部の設置後における対策の準備、人員体制強化	職員派遣・応援対応、財政支援の活用、道との総合調整
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 【P25~26】	感染症に関する市民への情報提供、相談窓口の周知	感染状況等に関する市民への情報提供、市民からの相談対応	市民への情報提供・相談対応、道への協力
第3章 まん延防止 【P27~29】	基本的な感染対策の普及、道等との平時からの連携	業務継続の準備	市民への要請、事業所や学校等への要請
第4章 ワクチン 【P30~41】	資材確保の準備、ワクチン供給体制・接種体制の構築	接種会場や医療従事者の確保、資材の確保	ワクチンや資材の供給、接種の実施、健康被害救済
第5章 保健 【P42】	室蘭保健所との連携体制構築	有事体制への移行準備	健康観察・生活支援への必要な協力
第6章 物資 【P43】	感染症対策物資等の備蓄、定期的な確認	感染症対策物資等の確認	感染症対策物資等の確認
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保 【P44~49】	情報共有体制の整備、支援実施に係る仕組みの整備	事業継続・生活物資の安定供給に向けた道への協力	市民生活・社会経済活動の安定確保のための対応